

51 青少年学徒に賜りたる勅語奉読式の件通牒

〔昭和十六年四月〕

発専八九号	裁決定	4月19日	文書課長	(有原)印	送発	4月23日	起案者	(春山)印
(注記2) (注記3)								

昭和十六年四月十七日起案

学務課長 (伊藤)印

(石坂)印

専門学務局長 (永井)印

次官

普通学務局長 (中野)印

実業学務局長 (岡口)印

(鈴木)印 (稲田)印

(石丸)印 (朝比奈)印

文書課長 (有光)印

秘書課長 (田中)印

(下 札)

(注記5) 青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語奉読式ノ件

案

年 月 日 文部次官

東京帝国大学総長

官私立大学長

東京市内

男女高等師範学校長

所在ノ

官公私立高等学校長

官公私立専門学校長

宛

發送学校名別紙ノ通り

青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ノ件

標記ノ件ニ関シテハ昭和十四年發文一一二号ヲ以テ通牒ノ次第

モ有之タル処各学校ニ於テハ右ニ基キ実施相成度此段及通牒

追而本年ハ本省ノ^(加筆)催ニ係ル 勅語奉読式ハ挙行致サザル

ニ付御了知相成度

^(抹消)

案ノ二

年月日

文部次官

大学高等専門学校建国奉祝式ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ客年十一月一日附建発第七十四号ヲ以テ、

御照会有之同年十二月十七日附、雜文五七号ヲ以テ^(加筆)及^(加筆)回答候

処本年五月二十二日ハ

^(注記6)

發文一一二号

昭和十四年七月七日

文部次官

直轄学校長

測候技術官養成所主事

公私立大学、高等学校、専門学校長

各地方長官

青少年学徒ニ賜リタル 勅語ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ既ニ六月六日發文第一一二号ヲ以テ通牒致

シ置キタルヲ以テ聖旨奉答ノ実ヲ挙グル為夫々具体的計画ヲ樹

立シ、鋭意実践セラレ居ルコト、存ズルモ左記ノ点ニ付テハ特

ニ御留意ノ上実施相成ヤウ致度此段通牒ス

注意

地方長官宛ノ分ハ傍線ノ箇所ヲ次ノ如クスルコト

「貴管下各学校等ヲシテ夫々具体的計画ヲ樹立シ鋭意留意実

施セシメラレ居ルコト、存ズルモ左記ノ点ニ付テハ特ニ留意

ノ上実施セシメラル、ヤウ致度」

記

一、本年五月二十二日青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ハ国民ノ

後勤タル青少年学徒ノ嚮フベキ所ヲ照示セサセ給ヒタル

聖訓ニシテ一般学徒ハ勿論之ガ指導啓培^(抹消)ニ任ニ在ル者

モ齊シク夙夜之ヲ服^(抹消)膺シ自奮自励相率キテ奉公ノ誠

ヲ効スベキモノナルニ付各学校等ニ於テハ自今毎年五月二

十二日ヲトシ青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ノ奉読式ヲ挙

行シ 聖旨奉答ノ決意ヲ新ニスルト共ニ男子中等学校（青

年学校ヲ含ム）以上ニ在リテハ御親閲記念トシテ学生生徒

ノ分列式ヲ挙行シ女子ノ学校及小学校ノ上級ニ於テモ成ル

ベク分列式ハ部隊行進等ヲ行フコト又各学校等ニ在リテハ

当日夫々神社参拝、武道演練、作業訓練（防空又ハ、非常

変災訓練ヲ含ム）等実情ニ依リ適宜之ヲ実施スルコト

二、今回ノ 勅語ノ謄本ハ追テ之ヲ各学校等ニ交付スル見込ナ

ルモノノ奉読方ニ付テハ別紙ニ拠ルコト尚右勅語ハ成ルベ

ク多クノ機会ニ於テ之ヲ奉読シ教職員並ニ学徒ヲシテ愈々

奮励努力以テ優渥ナル

聖旨ニ答ヘ奉ランコトヲ期セシムルコト

昭和十四年六月六日

次官

直轄学校長

測候技術官養成所主事

公立大学、高等学校、専門学校長

宛

各地方長官

青少年学徒二賜ハリタル 勅語ニ関スル件

昭和十四年五月二十二日文部省訓令第十五号ヲ以テ青少年学徒

ニ賜ハリタル勅語ノ 聖旨奉体方ニ関シ訓令相成リタルトコロ

凡ソ青少年学徒タル者ハ幼稚園小学校ヨリ大学ニ至ル迄男女ヲ

問ハズ感奮興起謹ミテ 聖訓ニ恪循シテ堅ク其ノ本分ヲ守リ弥々

切磋砥礪修文練武之レ努メテ皇国人タルノ資質ノ練成ニ専心シ

又コレガ啓導ニ任ズル者ハ深キ決意ヲ以テ教育ノ刷新ヲ画シ率

先範ヲ垂ル、ハ勿論学徒ノ校外内外ニ互ル全生活ヲ通シ一貫セル

教導ニヨリテソノ人格ヲ薫化玉成シ以テ 聖旨ニ答ヘ奉ルベキ

義ト存セララルルニ付各々ソノ校ノ校紀教育指針並ニ学徒各自ノ

修養及日常生活ノ実状ニツキ深キ省察ヲ加ヘ速ニ改ムベキハ之

ヲ改メ進ムベキハ之ヲ進メラルベキモノニ有之仍テ各校ニ於テ

ハ 聖旨ニ副ヒ奉ルベキ実践的具体案ヲ樹テ速ニソノ実効ヲ挙

グル様致シ度依命此段通牒ニ及ブ

追テ右案ハ六月末日迄ニ官房文書課長宛御報告相成度

(地方長官宛ノ分ニハ左記ヲ加フ)

「仍テ貴管下学校幼稚園ヲシテ 聖旨ニ副ヒ奉ルベキ実践的具
体案ヲ樹テ速ニソノ実効ヲ挙ゲシムル様致サレ度依命此段通牒

ニ及ブ

追テ参考ニ供度ニ付右案中特ニ適切ト認メラルモノ七月十五

日迄ニ官房文書課長宛御報告相成度

雜文五七号

昭和十五年十二月十七日

文部次官

建国祭委員長殿

大学高等専門学校建国奉祝式ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ客月一日附建発第七十四号ヲ以テ御照会ノ処当

省ニ於テハ毎年五月二十二日ヲ青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語

奉戴記念日トシ都下大学高等専門学校ノ学生生徒ヲ之ニ参加セ

シメ記念行事継続挙行ノ予定ニ付御了知相成度

建発第七十四号

昭和十五年十月一日

建国祭委員長 永田秀次郎

文部次官 菊地豊三郎殿

大学高等専門学校建国奉祝式ニ関スル件

建国祭本部ニ於テハ昭和十年二月以来毎年 皇族殿下ノ台臨ヲ

仰キ代々木練兵場ニ於テ標記ノ式典ヲ挙行シ来リ候処昨十四年

五月二十二日貴省御主催ノ現役将校配属令制定十五周年記念全

国青少年学徒ノ御親閲式ニ畏クモ優渥ナル勅語ヲ賜リ本年ハ亦

青少年学徒ニ賜リタル勅語渙發記念式典ヲ挙行セラレ青少年学

徒ニ対シ最モ深キ感銘ヲ与ヘ時艱克服ノ意氣ヲ發揮セシメラレ候事ハ洵ニ邦家ノ為慶賀ノ至リニ御座候就テハ今後モ貴省ニ於レテハ毎年之ガ式典ヲ挙行セラル、事ト推察仕リ候ヘ共御承知ノ如ク本部ニ於テモ毎年二月二同一様式ノ式典ヲ挙行シ結局年二回ニ渡ツテ挙行致スコト、相成候ニ付貴省ニ於セラレ今後毎年同式典ヲ継続シテ挙行致サレ候ハ、本部トシテハ明年ヨリ之ガ式典ヲ中止致シ度候間洵ニ御繁多中恐縮ニ存シ候ヘ共準備ノ都合上御継続サル、ヤ否ヤ至急御指示相仰キ度此段及御願候

敬具

(加筆)
[受付]

勅語奉読式参列校長教職員数及参加学生生徒数調

学校名	参列校長教職員数	参加学生数	備考
東京帝大	一九	三、四七二	
東京工大	一九	六四九	
東京文理大	二九	三五六	
慶応大学	二〇	三、六八九	主事補技官三
早稲田大学	三九	四、五五七	
明治大学	一九	一、三〇〇	
法政大学	一五	九二〇	
中央大学	二〇	一、一五〇	
日本大学	五四	二、二九五	
国学院大学	五	三三八	

計	東京慈恵医大	専修大学	立教大学	拓殖大学	立正大学	駒沢大学	東京農大	日本医大	大正大学	東洋大学	上智大学
二八四	六	一一	一五	八	四	七	一〇	二	五	一〇	五
二二、九五三	四〇〇	一三六	五〇〇	四六二	一五〇	一八四	三四〇	四九一	二九五	九五	一七四
					教練						

(高等学校、大学予科)

第一高等学校	東京高等学校	府立高等学校	武蔵高等学校	成城高等学校	学習院高等科	慶応義塾大学予科	早大第一高等学院	同第二高等学院	明治大学予科
三八	一八	二〇	一〇	一九	一三	一七	一五	一八	一三
一、一七八	四三三	三七九	二七二	三八五	一八八	一、五〇〇	二、一〇六	一、八〇〇	一、七三六
主事				生徒主事					生徒監

学校名	参列校長、教職員数	参加学生生徒数	備考
東京外語	一五	九二八	
東京高等齒科	七	二〇〇	
東京美術	二三	六三九	
東京音楽(男)	四〇	一五一	生徒主事兼教授

(男子専門学校)

計	三六九	一八、八七一	
上智大学予科	二	二六二	
東洋大学予科	二	一〇六	
大正大学予科	三	一六九	
日本医大予科	一一	四四一	
東京農大予科	九	二七〇	
駒沢大学予科	七	一六四	
立正大学予科	二	一五四	
拓殖大学予科	一〇	九〇二	
立教大学予科	二二	八〇〇	
専修大学予科	四	二四六	
東京慈恵医大予科	六	四〇〇	生徒監
国学院大学予科	六	三二五	
日本大学予科	七〇	二、四七六	主
中央大学予科	一五	九三〇	
法政大学予科	一九	一、二四九	

東京帝大医専	二	一〇〇	
東京高師	五	一、二〇〇	
府立高工	五	八一	
東京高等工芸	三六	五四九	
東京農業教育	一四	一五三	
東京高等商船	三〇	三九六	
高千穂高商	五	二六五	
大倉高商	一七	六〇〇	
東京写真専門	九	一一一	
東京電機工業	六	七七	
巢鴨高商	一六	四七四	
東京高等獣医	一六	五〇六	
麻布獣医専門	一六	五三〇	
善隣高商	二〇	四三四	
水産講習所	二三	三一四	
遠洋漁業科		二四	
明大専門部	一八	二、六〇〇	
法政専門部	一〇	一、二〇〇	
中央専門部	二〇	一、四四七	
農大専門部	一七	八六七	
東洋大専門部	二	三六四	
武蔵野音楽(男)	一三	八八	
専修大専門部	三	四五三	
明治学院	九	六三二	

配代

	加筆	加筆	加筆	
計	共立女子薬専 東京女子薬専 昭和女子薬専 東京薬専女子部 青山学院女子専門部 武蔵野音楽(女) 日本女子高商 早大薬部(女子)	二〇 二五 一五 一七 六 七 三 一	五〇六 四九〇 四三〇 四七六 二二七 二九八 一七五 一〇	校長
		五 〔六九〕 〔七四〕	一三、四〇一	
総計	大学(学部) 二一校 高等学校、大学予科 二五 専門学校(男子) 五一 〃 (女子) 三〇	二八四 三六九 七八三 五 〔六九〕 〔七四〕	二一、九五三 一八、八七一 三七、六二〇 一三、四〇一	九一、八四五

〔注記1〕

〔抹消〕
〔文部省/発専89号/昭和16・4・19〕

〔注記2〕

〔引継〕

〔注記3〕

〔官1532〕

〔注記4〕

〔記録掛/16・6・27/受領〕

〔注記5〕

〔四〇〕〔簿冊内件名番号〕

〔注記6〕

〔参照〕

〔下札〕

④種別 い一/聯繫 /登録追加 /件名 東京帝大等へ通牒
青少年学徒二賜ハリタル勅語奉読式ノ件/番号 発専八九/結了
年月日 昭一六 四 二三/保存年限 ムキ/枚数16

〔自大正12年11月至昭和21年5月〕
〔帝室ニ関スル総規 第2冊〕文部
省⑤ 3A, 30-5, 1045